点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CC''_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD''_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$CD''_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

$CD''_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746

CE_n　沖縄産業創出支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CF_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792

$CF_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01127
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01243

CG_n　新しい地方経済・生活環境創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CH_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.00676
イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00746

CI_n　令和7年度集約化・複合化等に伴う除却事業の取扱いに係る事務連絡1(2)①（1(2)②又は1(2)③のいずれかに該当するもの。）に係る n 年度において要した対象事業費から

点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CC''_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CD''_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

$CD''_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00410
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00475

CE_n　沖縄産業創出支援事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CF_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00683
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00792